

～ **返還不要**の奨学給付金 ～

「**高校生等奨学給付金**」の
申請受付中です

最終提出期限

10月31日(金)

— 栃木県奨学のための給付金(公立) —



栃木県では、高等学校等の「授業料以外の教育に必要な経費」の負担軽減を目的として、一定の要件を満たす世帯に対し、給付金を支給します。

※別途申請が必要です。

(今年度すでに申請済みの方は、再度申請いただく必要はありません。)

○給付金の支給時期

1月下旬から(予定)保護者の方の口座に一括して振込みます。

ただし、給付金を未納学校徴収金へ充当することを学校長に委任した場合は、充当後の残額の振込となります。

○給付金の支給を受けるには

- ・ 要件に該当すること(詳しくはチラシ裏面)
- ・ 申請が必要です(最終提出期限 **10月31日(金)**)

※期限を過ぎての申請は受付できかねますので、ご注意ください。

※複数の高校生がいる場合、それぞれの学校へ申請が必要です。

※貸与ではないので、返還は不要です。

令和7(2025)年度においても、引き続き、保護者の失職等による家計急変により、収入が道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税相当まで落ち込んだ世帯(家計急変世帯)も対象とします。

※支給額や支給時期については、申請や家計急変時期によって異なります。

※7月2日以降に家計急変が発生した場合は提出期限後も随時受け付けます。

申請を希望する方は、詳しい資料、申請書類を配布しますので、高校の事務室までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

那須拓陽高等学校 事務室

電話 0287—36—1225

栃木県奨学のための給付金（公立）対象確認シート

保護者等(注)の居住地は栃木県ですか？

はい → 7月1日現在、学校に在籍していますか？

いいえ → 保護者の居住地の都道府県にお問合せください

はい → 7月1日現在、生活保護(生業扶助)を受給していますか？

いいえ → 保護者等全員の「道府県民税所得割」及び「市町村民税所得割額」が非課税ですか？
(R7年度(R6)所得分)

はい → 通信制又は専攻科の高校生等はいいますか？

いいえ → 該当しません

「生活保護受給世帯」の給付額です。

「非課税世帯」で、通信制の高校生等については、「通信制」の給付額、専攻科の高校生等については「専攻科」の給付額、それ以外に高校生等がいる場合は、「全日制・定時制」の給付額です。

「非課税世帯」で、「全日制・定時制」の給付額です。

高校生等奨学給付金の対象となりますので、学校の窓口まで。
(申請書をお渡しします。申請には各種証明書が必要です)

家計急変が発生した場合は該当となる可能性がありますのでお問い合わせください。

給付額について(年額)

	全日制・定時制	通信制	専攻科
	国公立		国公立
生活保護受給世帯	32,300円		50,500円
非課税・家計急変世帯	143,700円	50,500円	

(注) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。

(注) 専攻科に通う生徒については、一部課税されていても対象となる可能性がありますのでお問い合わせください。